

主要農産物種子法について政策アンケートにお答えくださり、
ありがとうございます。

ご丁寧に、廃止しても大丈夫な理由もいただきました。

今回当選した議員の方々に、メダカのがっこうから5つのお願いがあります。

今年8月グリホサートの残留基準が400倍になりましたが、

種子法廃止と深い関係があります。

どうぞ安全な食糧を子孫に残せるよう、手を打ってください。

- ① 種苗法で種子法を補うことは困難です。それは、種苗法は開発者の知的財産権の権利を守るための法律であり、種子法は種子を買う農家の権利を守るための法律であり、性格が違うからです。
例えば、種苗法では、品種登録した種子は25年間 開発者の権利が守られ、その間、農家は自家採種禁止になります。これは長すぎます。この年数を5年くらいに短くすることを検討してください。
- ② 民間だと、今まで通りの特許がおわった安価な種子を生産してくれるかどうかわかりません。
民間なら、何か種子に操作し新品種の種子を生産し高く売ろうとするでしょう。
優良で安価な種子の生産を担保してください。これは、膨大な手間がかかり、官でなければ難しい仕事です。
それと、新品種の種子の価格を適正価格にしてください。
薬のように特許料を多く取り過ぎないように、規制してください。
- ③ 農業競争力強化支援法に、種子についての知見を、民間に提供するという項があり、だから大丈夫だという理由になっていますが、種子についての知見は、先祖からの財産であり、みんなのものであって、企業のものではありません。企業に、みんなの財産を渡さないでください。試験場も研究者もです。
先祖からの財産が、民間企業の儲けの種にされてしまいます。日本の財産をしっかり守ってください。
- ④ 「民間」と一口に言いますが、種子の場合、地域で頑張っている民間ではなく、世界の種子市場の6~7割を占めている多国籍企業である可能性が大なのです。というより、彼らが、種子で儲ける事を狙っているので、このような事態になったのです。
彼らの思惑は、遺伝子組み換え種子を毎年農薬（グリホサート）とセットにして、高価でも購入しなければならない状況を完成することです。これらから日本の農業を守る法律をお願いします。
- ⑤ また、同じく農業競争力強化支援法に銘柄集約（品種を少なくする）の項があります。農水省は国会の審議でこの銘柄が種子を含まない農業資材だけとしていましたが、この支援法は企業が、実際に人気があり良く売れる品種にしぼることを良しとする法律です。
国会成立の後は、この法のもとに種子の銘柄が集約されてしまうことが心配です。
50~100年に一度の危機管理には、官の力が必要です。種子はミサイルより国防の要です。
出来るだけ多くの日本の種子の収集と、多様性の維持管理をお願いします。

私たちは、このことのために税金を使っていただきたいと思います。

この分野は重要ですので、削減しないでください。



NPO法人 メダカのがっこう
180-0003 武蔵野市吉祥寺南町5-11-2
Tel 0422-70-6647 Fax 0422-70-6648
<http://www.npomedaka.net/>
e-mail:npomedaka@yahoo.co.jp

2017. 10. 25 メダカのがっこう 中村陽子

